（議提議案第１号）

令和８年３月１７日

議長　小　鮒　賢　二　様

提　出　者　　議　員　　影　山　琢　也
〃　　〃　　山　下　一　男
〃　　〃　　林　　幸　子
〃　　〃　　沼　上　政　幸
〃　　〃　　白　根　佳　典
〃　　〃　　臼　杵　　健
〃　　〃　　腰　塚　菜穂子
〃　　〃　　石　川　広　己

議案提出について

令和８年第１回市議会定例会（３月１７日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

［議提議案第１号］　熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

〔理　　由〕　政務活動費の運用に当たり、公平性の確保の観点から、会派分の交付要件を整えるため

熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例(平成２５年条例第１号)の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「４月１日」の次に「(以下「基準日」という。)」を加え、同条第２項中「４月１日」を「基準日」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合は、当月分）から月割をもって算定された政務活動費を交付する。

第４条に次の３項を加える。

４　基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第１項の所属議員に含まないものとし、基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

５　政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合は､当該異動が生じた日の属する月の翌月分(その日が月の初日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を月割により調整する。この場合において、既に交付した政務活動費の額について、当該異動が生じた日後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額（以下この項において「異動後の額」という。）を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、異動後の額を上回るときは当該上回る額を返還しなければならない。

６　前各項の規定により計算した額に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第５条第２項中「４月１日」を「基準日」に改め、同条第３項中「その月」を「当月」に改め、同条第４項中「翌月」を「翌月分」に、「そ

の月）分」を「当月分)」に改める。

第９条中「議員は」の次に「、次項に規定する場合のほか」を加え、「、会派が解散したときは解散したとき、」を削り、「ときは議員」を「ときは、議員」に改め、同条に次の１項を加える。

２　政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において解散した場合は、解散した日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費について、月割をもって算定された額を返還しなければならない。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。